

第 97 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 31 年 2 月 13 日（水）10：00～12：00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階 第一会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、西郷 浩、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省

【調査実施者】

国税庁長官官房企画課：深澤課長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：肥後次長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐々木国際統計企画官
ほか

4 議 題 民間給与実態統計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 おはようございます。よろしくお願いいたします。定刻になりました。10 時になりました。ただ今から第 97 回人口・社会統計部会を開催させていただきたいと思ひます。皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。この部会の部会長を務めます白波瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、1 月 30 日に開催されました第 131 回統計委員会において、国税庁長官から諮問された「民間給与実態統計調査の変更」について審議を行います。

部会の構成については、参考 1 として名簿をお配りしておりますけれども、この部会の経常的なメンバーでいらっしゃいます嶋崎委員と永瀬委員のほかに、今回の審議では西郷委員にも特別に御参加していただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様よろしくお願いいたします。

まず本日の配布資料について、事務局から紹介をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 本日の配布資料については、まず議事次第をおめぐりいただきますと、1 月 30 日の統計委員会での御意見の要旨を入れております。その後ろに資料 1－1、1－2 として、1 月 30 日の統計委員会諮問時の提出資料、そして資料 2 として、本件についての審査状況をまとめた審査メモ、そして資料 3 が審査メモの中で示した論点を踏まえた調査実施者の説明資料となっております。また参考資料として、参考 1 が委員名簿、参考 2 が部会の開催日程となっております。さら

に、資料番号は付していませんが、座席図、出席者名簿をお配りしております。また資料の最後になりますが、審議の御参考ということで席上配布資料として、「抽出の見直しに伴う削減数の試算」、「層別標本給与所得者数の推移」、「層別オンライン調査の利用率の推移」を配布しております。こちらは部会終了後、回収をいたします。資料に過不足等ございましたら事務局に申し出てください。よろしいでしょうか。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、審議の進め方です。審議はいつもと同様、資料2の審査メモに沿って、事務局から審査状況と論点を説明してもらった後、調査実施者から各論点についての回答をもらい、その後審議するという形で進めていきたいと考えております。

2点目は、参考2でお示ししております審議スケジュールですけれども、今回の諮問につきましても、本日の部会において答申（案）の具体的な審議を行い、本日の審議結果を踏まえて最終的には書面審議としてはいかがかと考えております。これから審議に入るわけですから、どのような形になるかは分かりませんが、一応こういう形を1つの基礎にして審議を進めたいと思いますので、書面審議するのとにかく終わらしましょうということではありません。ただし、本日だけで審議が終了しない場合には、大変恐縮ではございますけれども、2月28日木曜日ですが、予定をしております2回目の部会を開催させていただきます。こちらについては、これからの審議の進捗を見て判断していきたいと思っております。

最後に3点目ですけれども、本日、民間給与実態統計調査の審議は12時までを予定しておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は退席していただいて結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。まず諮問の概要についてですけれども、これについては既に統計委員会等の場で説明いただいておりますので、審議を効率的に進めるため、この場での説明は割愛させていただきます。なお、1月30日に統計委員会に諮問した際、委員から御発言がありました。これについて、事務局から紹介をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、統計委員会の場で野呂委員と北村委員長代理の方から御発言がございました。野呂委員からは、行政記録情報の活用、これにつきましては論点の方でもまた御審議いただきますが、こちらの活用を図って報告者の負担軽減について十分に審議していただきたいという御発言がございました。それと北村委員長代理からは、今回の変更自体が「『行政手続コスト』削減のための基本計画」に基づいて報告者数を削減するものですと。これにつきましては、必要な精度を確保するという点にも留意が必要であると。また、本調査につきましては、長年におわたって基本的な標本設計を見直していないと。そうした一方で、産業構造がこの間大きく変化している。更なる改善の余地がないか検討することが重要ではないかと。こういった御意見を承っております。

私からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

両委員から大変重要な御意見をいただいた次第です。この委員会で示された意見につきましては、これから進める個別審議の中で併せて確認したいと思っておりますけれども、この時点で、特段、御意見ありましたらよろしくお願いいたします。

もう何もないとジェスチャーでしていただいたので、ありがとうございます。進めさせていたいただきたいと思っております。

それでは、個別事項の審議に入りたいと思っております。初めに、資料2でございます。お手元の資料2の審査メモの1ページ、(1)給与所得者の選定の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、今回の民間給与実態統計調査の変更について説明いたします。既に諮問の概要でも説明いたしましたが、今回の変更は、調査設計の変更、抽出率の変更を行うというものでございます。まず、その内容としましては、報告義務者である調査対象源泉徴収義務者において、選定する2,000万円以下の給与所得者の抽出率を見直す計画でございます。こちらは1ページ目の表1をご覧くださいなのですが、抽出率の見直しということで、今回、調査対象源泉徴収義務者が、2,000万円以下の給与所得者を抽出する際の抽出率を第1層から第8層のうち、第3層、第5層、第6層、第7層、第8層、こちらの抽出率を下げるという変更を行うこととしております。これによって調査対象給与所得者の数が約31万2,000人から約23万8,000人に縮減される予定でございます。

こちらの変更については、財務省が平成30年3月に改定いたしました『行政手続コスト』削減のための基本計画に記載されている「標本数の削減等の実施の可否について、統計の精度にも留意しながら30年度中に検討する」ということを根拠として変更するというものでございます。

国税庁は、この調査対象給与所得者の抽出率の一部を見直すという計画をしております。

これにつきましては、2ページ目に記載しましたが、調査対象源泉徴収義務者間の分散よりも、調査対象給与所得者間の分散の方が比較的小さいと想定されることとか、業種別等の結果表章を考慮する必要があることなどを踏まえて、結果精度や利活用ニーズへの影響を最小限としながら、報告義務者である源泉徴収義務者の記入負担の軽減を図るものであり、おおむね適当と判断いたしましたが、今回の標本設計の見直しによる結果精度や利用者ニーズへの影響の度合い、こういったものを確認する必要があるということで論点を立てさせていただきました。

今回の変更によって、まさしく結果の達成精度とか標準誤差率とか、これがどのようになるのか、どのように変化するのかというような論点を立てさせていただいております。

それと、母集団情報は、国税庁の国税総合管理システム、KSKシステムに蓄積されている納税者情報から取得しているものでございますので、こういったKSKシステムに入っております業種とか資本金などの情報、こういったものを活用して更なる標本設計の改善や精度向上の余地はないかという論点も立てさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、各論点に対する回答について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○深澤国税庁長官官房企画課長 国税庁長官官房企画課長の深澤でございます。よろしく
お願いいたします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

○深澤国税庁長官官房企画課長 資料の3、国税庁説明資料（審査メモで示された論点に
対する回答）という資料を使いまして説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧いただきたいと思います。まず給
与所得者の選定の見直しの件につきまして、論点がいろいろ示されておりますけれども、
まず点線で囲った部分が論点でございます。

aのこの標本設計がどのように設計されているか。また達成精度、標準誤差率はどのよ
うになっているかというところでございます。

回答欄でございますが、この標本設計につきましては、K S Kシステムを利用しまして、
調査対象年の年末におきます民間の源泉徴収義務者を母集団としております。これを8層
に層別化して標本抽出したものが、この下の表にあります参考の精度計算結果の表でござ
います。それぞれ標準誤差率を掲げておりますけれども、これまでの調査結果や利活用状
況を踏まえまして、事業所規模別に給与所得者数、給料・手当の額、税額等の標準誤差率
をおおむね5%以内となるように設定しているところでありまして、この精度計算結果に
ついては毎年、調査結果に合わせて公表を行っております。

また目標の回収率でございますけれども、調査計画上ではこれを設定しておりませんが、
民間委託事業者との入札契約におきまして、調査結果の精度を確保するために、層別の有
効回答率の過去3年間の平均値を上回ることを入札の際の仕様として公開して、契約の要
件としております。それぞれの層別の有効回答率は、下の参考の表のとおりでございます。

おめくりいただきまして、次の論点でございますけれども、bの点線括弧囲みでござい
ます。今回、抽出率を見直すことによりまして、結果精度はどの程度変動するかという
ところでございますけれども、これは下の表、参考の結果精度の変動のところ、変動があ
る部分につきまして、黄色のハイライトで示しているとおりでございます。0.01%から
0.12%程度の変動と見込んでおります。

次の論点のcでございますけれども、この調査の標本設計のように抽出率を固定してい
るこの方法につきまして、調査対象数が増減することになるか、その場合、基本設計への
影響はあるかという論点でございます。

回答でございますけれども、当然のことながら、抽出率が固定されておりますので、母
集団数が毎年増減いたしますので、これに合わせて調査対象者数（標本数）も増減いたし
ます。他方で大幅な母集団数の増減がない限り、この結果精度、標本設計への影響はほと
んどないと考えられております。母集団数それ自体につきましては、平成年間中通じて増
加経過傾向にあるというところでございます。ただ、今後ともこの母集団事業所数となり
ます源泉徴収の義務者数、また給与所得者数の増減などの動向を今後見ていく必要があり

ますし、それに従って今後、抽出率の標本設計の見直しの必要がないかどうかというところについては、継続的に検討が必要と考えております。

次の論点のdでございます。K S Kシステムには、業種や資本金など、どのような情報が整備されているか。また特に源泉徴収義務者の業種が母集団情報に含まれている場合、業種別に階層を設定して標本設計を行うと、更なる標本設計の改善を図る余地がないか。一方で母集団情報を用いた標本設計の改善を行う点で支障となる点はあるかというところでございます。

3 ページ目にまいります。回答でございます。K S Kシステムの中では、源泉徴収義務者から申告していただいた情報に基づきまして、管理に必要となる業種、資本金、株式会社・有限会社の別、住所等といった事業所の情報は蓄積・整備されております。ただ、これらの情報を基に新たな方向で抽出を行って、抽出事業所の名簿を作成していくということになりますと、新たなデータベースのテーブルを作成して、そのための事務作業が必要となってくるということ、またK S Kシステム等の改修が必要となってくるということで、一定程度の予算措置、事務的な負担が必要となります。

また、特に例示していただいた業種別の階層を設定して標本設計を行うということでございますけれども、K S Kシステムの中での産業分類であります。統計で利用されている日本標準産業分類に必ずしも沿っているものではございません。特に個人事業主について、当然ながら個人事業主についてもこの給与支払いがある場合は調査対象事業所となりますけれども、特に個人事業主については、税務上の管理の観点からのくくりで、我々、この業種については分類を行っております。少し表現が難しいのですが、産業というよりは職業というような観点からの管理・分類を行っているところでありまして、この日本標準産業分類と一致しない分類が多くなっています。したがって、統計目的にこのままK S Kシステムの業種を利用するということはなかなか難しいところでありまして、税務上の管理を目的として分類を行っておりますので、それを変えるということはなかなか調整の都合上難しいところでありまして、あえて行うということであれば、このK S Kシステム上に新たに日本標準産業分類に沿った業種分類を設定する、データベースにフィールドを追加するという必要が生じてくるものと考えられますけれども、現在そういった形での分類、業種を我々として把握しておりませんので、追加的に事業者の実態の確認が必要となってくるなど、相当程度の事務負担、予算措置といったものが必要となってくると見込まれます。

(1) の給与所得者の選定の見直しについては以上でございます。

○白波瀬部会長 大変ありがとうございました。

それでは、各論点を伺ったわけですが、ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見のある方は発言をお願いいたします。よろしくお願ひします。

では、最初いいですか。口火を切らせていただいていいですか。

西郷委員、最初に。では、私よりも西郷委員に。ゲストから。

○西郷委員 すみません。

○白波瀬部会長 ゲストではないけれども。

○西郷委員 すみません。では、発言の機会をいただきましたので、発言をさせていただきます。

抽出率を定めてサンプルサイズを決めているということに関してなのですが、抽出率が決まれば、それに応じてサンプルサイズが決まって、結果的に精度が決まるということになるので、どっちを押さえるか、どっちを先に出発点にするか。つまり通常だと目標精度の方を定めて、それに応じてサンプルサイズが決まって、結果的に抽出率が決まるというのが、ほかの統計調査では普通のやり方だと思うのですが、こちらの調査は逆に抽出率の方が先に決まっていて、最終的に結果精度が決まるという格好になっているのですが、それはやはり見直しの余地はあるのではないかと。今回のことというのではなくて、将来的にはやはり見直しの余地があるのではないかなと思います。というのは、やはり統計はどういう目的で使われるのかというのが先にあって、その目的を達成するためにどれぐらいの精度が必要なのかというのがあって、結果的にその精度を達成するためにはどれぐらいの回答者負担が必要なのか、あるいはサンプルサイズが必要であるのかというのが決まってくる。予算の関係でそれができないということであれば、目標精度の方を少しまたもう1回見直してというふうに考えるのが普通の、ほかの産業統計で採られている方法であると思います。

例えば今回、抽出率の見直しをしたわけなのですが、その抽出率の見直しをしていいという根拠をどこに求めるのかというふうになったときに、目標精度の方でそれを定めておかないと、なかなか変更を正当化する理由というのが難しいような気がするのですね。今回の御説明は、負担を減らしたいということだからここをいじりましたと。結果的にこれぐらいの精度になっていて、これだったら大丈夫なのだという御説明だったのですが、もう少し、何て言うのですかね、積極的に目標精度の方を先に定めておいて、サンプルサイズを決めるというふうにしておいた方がいいと思います。

見たところ非常に精度が高いですね。ほかの統計に比べて。逆に言うと、もしかしたら回答者の方に無用な負担を強いているというふうに見ることもできます。委員会のところで発言のあった野呂委員の御発言で、負担軽減、行政記録情報の活用ということとともに、報告者の負担軽減とありますけれども、これ、もう少し野呂委員の真意を私なりに酌み取って言えば、報告者の負担が適正になるようにしてくださいということをおっしゃっていると思うのですね。そうすると、例えばおおむね、先ほどの説明ですと標準誤差率で5%というのを目標にしているということだとすると、この5%という目標からするとかなり高いですね、どれも。高ければいいというものかというところとそうでもないような気もするので、是非将来的には、この調査の利活用からして、どれぐらいの精度が必要なのかというのをもう少しきちんと精査していただいて、その精度を達成するために必要なサンプルサイズはこれぐらいですというような、出発点と着地点を逆にするようなことも考えていただいた方がいいのではないかなと思いました。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

内容的には2点あったと思うのですが、実施者の方から御回答の方をお願いいた

します。

○深澤国税庁長官官房企画課長 そもそも考え方が逆ではないのかというところがございますけれども、おっしゃるとおり、これまではサンプルサイズについて、あまり大きな変動がなかった、むしろ増えてきたというところからこういった手法を続けてきた部分はあるのですが、これについては実施者としましては、調査対象者の適正な負担という考え方からしても、継続的にこれは研究していく必要があると、御指摘を受けて考えたところでございます。この層別の目標精度といたしますか、結果としての標準誤差率だけではなくて、参考として今、ほかに業種別でも公表を行っておりますので、そちらの精度をどうやって考えていくのかということも併せて検討を進めていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

少し補足なのですが、まず西郷委員のおっしゃっていただいた非常に重要な点の1つは、そもそも統計とはという本当は深いところがございまして、今回は抽出率をそのまま、何でこの抽出率なのかというところがあって、作業としてはここから始めるということなのですが、そもそものお話自体も、「行政手続コスト」の削減というのが目的に来ているのですけれども、本来であれば、やはり統計調査として、いかに精度を担保しつつ、サステイナブルなというか、持続可能な形で展開するかということだと思っております。ですからサンプルサイズがではなくて、そもそも産業構造自体がどれぐらいまで変わっていて、それに対応してどういうところで、抽出率自体も構造的には同じでなければいけないのか、そういう統計としての基礎のところでの議論をしっかりと内部でもしていただけるような体制を組んでいただきたいと追加的にはお願いしたいと思っております。

それであと2点目なのですが、過度な負担ということだったのですが、そういう声というのは下から上がってきていますか。そういう何か現場のやりとりというのは、今、しん酌すると、やはりどうもかなり現場に負担がかかっているらしいという知見というか言説というか社会的にはあるとすると、その状況というのは上の方に上がってきていますか。

○深澤国税庁長官官房企画課長 最初、そもそも始まりというのが政府の規制改革推進会議の中で、その下に行政手続部会というところがありまして、その中で統計全般について行政手続のコストが高過ぎるということで、それぞれ2割削減してほしいという声を受けて、我々としましてヒアリングを受ける中で、経済界の中から負担が大き過ぎるという御指摘を受けてきたところでございます。ただ、この調査を実際に進める中で、個別の企業の中から負担が重過ぎるというところについて、具体的な御指摘というのはなかなか上がってきてはいないところであります。

○白波瀬部会長 そこまでは上がってきていないのか、届いていないのかということなのですが、やはり統計調査なので、どこかの形で現場の声が実施者まで届くような仕組みというのは確保していただくことが必要かなと思ったのですが、

○深澤国税庁長官官房企画課長 個別の企業からの問合せにつきましては、各国税局の方で受け付ける形になっておりまして、その声については一応我々の方には上がってくる仕組みにはなっておりますけれども、それが十分かどうかという点はございますので、引き

続き検討はしていきたいと思います。

○白波瀬部会長 ルートはあるということですね。

ほかの委員、いかがでしょうか。御意見、御質問。

西郷委員、また何度も結構ですけれども、いかがでしょうか。

○西郷委員 少し別の観点がありますので、また後で。すみません。

○白波瀬部会長 また。

では、永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 今、正規と非正規の格差問題が大きな課題になっていますが、見てみますと、正規と非正規を分けた集計表というのは、第6表ですか、少ししかないように思うのです。ほかの表は全部正規非正規を分けない集計になっているのかというのが1つと。

抽出の仕方なのですけれども、調査対象の決め方の説明がホームページ上にあり、賃金基本台帳から何人置きに取りなさいと指示がありますが、その際に、正規と非正規で並び方に何か特徴があるのか。つまり正規と非正規の関係の抽出がうまくいっているのかどうか、その辺について少し何か御教示いただければと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○深澤国税庁長官官房企画課長 集計表としては第6表、第7表しか正規・非正規の分けがないのですけれども、個々の事業者から回収します調査票には全て正規・非正規で分かれて、一人一人の労働者の方の情報が上がってくるようになっております。

2点目は……。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 すみません、正規・非正規の観点での精度の確保ということだと思っておりますけれども、そちらについては、必ずしも抽出の中で我々、事業所規模別でしか抽出していませんので、必ずしも必要な精度というか、正規・非正規の精度を確保するための抽出というのは行っていないというのが現状になっています。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 よろしいですか。

○永瀬委員 賃金台帳の並び方が、例えばまず正規がダーツと並んでいて、次に非正規がダーツと並んでいるとすれば、何人置きにとっていくときにはある程度、現実の分布を反映してとっていけると思うのですけれども、もしも部局ごとに、それが何らかのシステムチックな方法でうまくとれないような形に賃金台帳が並んでいるとすると、結構難しくなるのかなと思ったので、どういうふうに抽出がされているのかというのが1点目です。

あともう1点目は、計算してみますと、これ、源泉徴収を払っている企業だけなので、現実の分布とは少し違うのかもしれないにしても、調査対象者数も多く、統計として大変貴重な統計。他の主要統計である類似の政府統計の『賃金構造基本統計調査』は、主要な表は10人以上企業に勤務している人、場合によっては5人以上企業勤務者の集計です。一方、『民間給与実態統計調査』は1人から4人の企業勤務者もカバーしているので、労働統計として注目されます。その意味で正規・非正規の分布は関心が高いところであります。人数で見てみますと、最新で見てみますと、すぐ出てこないのですけれども、女性は、49%が非正規となっているので、大体、女性だと5割強から6割弱ぐらいが非正規なのですが、

私の記憶で、少し違っているかもしれませんが。今のは違うかもしれませんが。うまく抽出されているかどうか、労働全般にとって関心の高いデータとしましたので質問させていただきました。他の表についても正規非正規別の集計も、非常に関心が高いところかなと。それからあと税務当局としても、これからの政策を考える上でも重要なデータなのかなと思ったので質問させていただいた次第です。

○深澤国税庁長官官房企画課長 すみません、事業所における正規・非正規の賃金基本台帳の並び方については、今手元に資料がありませんのでお答えできませんが、非正規の中でも家事手伝いの方とかバイトしかいない事業所だったりしますと源泉徴収の対象から外れてきますので、この統計から漏れてくるわけなのですけれども、税という形でしっかりした形で申告がなされてきますので、かなり確度の高い形での事業所、それから対象者の抽出はできているのではないかとは思っております。

また税務面からしますと、税制改正の際に、この統計の中で各種控除などについてもっておりますので、税制改正で控除などをいじった場合にどのような影響が出てくるのかという点でかなり重要な意味を持つてくるものと考えております。

○白波瀬部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、事務局から恐縮ですが、少し確認させていただきます。1 ページのところで先ほど標準誤差率をおおむね5%以内という説明がありましたが、おおむね5%というのは、1つの目安でしかないと思います。現状、それを設定されている理由と、それと先ほど税制改正云々というお話がありましたが、ここで給料・手当から税額まで4つの項目が並んで、それぞれについて精度計算されているようなのですが、一体この調査で一番重きを置く部分というのはどこなのだろうか。それが分かってくれば、先ほど西郷委員がおっしゃったような目標精度の立て方とかですね、そこももう少し見えてくるのかなというところが1点目です。

すみません、もう2つあるのですが、2点目は、この調査の場合、国税局のブロック別、それから給与所得者数別で無作為抽出しますということになっているのですけれども、ブロックごとに考えると、例えば、関東国税局というのですかね、東京周辺の管轄するところと、例えば北海道あたりと、随分事業所数が変わってきて、抽出率はそれでも一定なのか、事業所の母集団にかなりばらつきがありますけれども、それでも同じ抽出率でブロックごとに抽出しているのか。それとも何らかの調整。全体として、あくまでここで記載してある抽出率というのは、全国の抽出率なので、それをうまくブロックごとに配分して調整するみたいなことをされているのかという、これは確認です。

それと最後なのですけれども、K S Kシステムというのは法人番号を保有しているのか、その3点をお願いしたいのですが。

○白波瀬部会長 お願いいたします。3つあります。

○深澤国税庁長官官房企画課長 標準誤差率5%というところにつきましては、あくまでも目安というところでありまして、絶対ここでなければいけないという根拠自体があるわけではないのですけれども、一定程度、統計の精度を確保するために、この程度が必要であろうということととっているものでございます。

重きを置く部分というところでありますけれども、税制改正ですとか税額の見積もりに我々としては使っていくという部分が、行政としてはそこが大きいところでありますので、税額の見積もりという点では、給与からはね返ってくる税額全般が対象になってくるというのが1つあると考えておりますので、給与所得者数、給料・手当というところでどれがというところでは少し申し上げにくいところがございます。

ブロック別というところがございますけれども、これはあくまで全国一律の母集団の中からランダムでとってきますので、ブロック別に異なる抽出率で抽出するというのをやっておりません。また業種につきましても、先ほど申し上げたとおり、まず事業所別に我々、業種というものをK S Kの中では設定しておりませんで、もちろんアンケート調査で記入してくるものについては全部保存して、そのデータを持っているのですけれども、K S Kの中自体では業種というものが、事業所別では持っていませんで、あくまでも法人単位で申告が法人税には来るものですから、その設定自体を、この事業者はこの業種という形でデータを持っております。そのために事前に業種別に目標精度を考えながら抽出するということがK S Kのシステム上できない状況にはなっております。

最後にK S Kの中で法人番号を持っているかというところでありますけれども、国税庁は法人番号の付番機関になっておりますので、法人の申告があったものについては全てその場で付番すると。法務省で登記されたものについては、そこで付番しますけれども、そうでない人格のない社団などについても、申告があった段階で、そこで付番するという形になっています。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

調査設計についてはあまりそう細かくして、それで複雑にするというのは、そういう意味では多分なかったと思うのですけれども、データとしてこういう形でこう切っただいて、回収率とか標準誤差を出していただいたので、その背景にはどこを一番重要だと思って設計されているのかという御質問がやはり当然出てくると思うのですね。そうなりとやはり西郷委員のそもそもおっしゃったところで、この値とこの調査自体が何を目的にどのようなものを見るため、どういう限界があるというのは分かりやすく国民の方にも説明していただかなくてはいけないかもしれないなという感じはします。

では、嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 少し論点が変わるかもしれないのですが、委託をしているということで、この所得者の抽出などどの段階を委託事業者に任せるシステムになっているのか。先ほどの賃金基本台帳の情報をコントロールしているかということにも関連しますので、そのあたりもう少し具体的に御説明いただけますでしょうか。

○白波瀬部会長 お願いします。

○深澤国税庁長官官房企画課長 事業者の抽出につきましては、我々の方でK S Kシステムの中でランダムに抽出を行って、抽出されたリストを民間委託事業者の方にお渡しして、これを全件郵送で発送してくださいというお願いをいたします。送付された調査対象事業者において、賃金基本台帳の中からランダムに順番に抽出していただくという手順になっております。

○嶋崎委員 その際、先ほど永瀬委員からもあったように、賃金基本台帳自体の構成ですとか、そういった情報は収集するのでしょうか。それはしていないのですね。

委託会社は上がってきたデータのクリーニングをして、そこまでということなのですか。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 それを納品している。

○嶋崎委員 その際、回収率を上回るように調査を続けていくのでしょうか。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 そうです。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

○嶋崎委員 はい。

○白波瀬部会長 では西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 K S Kに話が及んだので、それに関連して2つほど質問というか要望になるかもしれませんが、1つは、これは実施者の宿題というよりは、もしかしたら統計委員会全体の宿題になるかもしれないのですが、先ほどK S Kシステムというのが、今の産業統計の枠組みに乗っているものではないので、直接的に例えば産業分類に組み替えたりとかそういうことが難しいものだという御回答があったのですが、それは是非どこかの段階でやるべきなのではないかと思っています。せっかく調査が行われているので、それが今行われているほかの産業統計とどういうふうに関連しているのかというのはどこかでチェックした方がいい。例えば毎月勤労統計や賃金構造基本統計と何か比較したというようなことがあったときに、どういう点で比較ができて、どういう点で比較ができないのか。完全に照合するというか完全に定義や何かを合わせることに難しかったとしても、関連がありそうだ、ある程度何か安定的な関連がありそうだということであれば、例えば賃金構造基本統計調査や毎月勤労統計調査の調査結果や何かを検証するときにも使えたりするものになると思うので、今の産業統計あるいは事業所母集団データベースとこのK S Kというのは、どういう点で整合していて、どういう点で整合していないのかというのは、どこかの段階で調べるべきなのではないかな。抽出単位がそもそも源泉徴収者と事業所とは全然違うとかそういうのはあると思うのですが、幸いにして法人番号や何かも振られているということなので、何かこう対応させることは、比較することは多分できそうな気がします。ですので、そういう作業が必要なのではないのかなということが1点です。

あともう1つは、少し大きな話になりますけれども、例えば事業所母集団データベースの更新であるとか、プロファイリングの作業とか、そういうものにこのK S Kというのが使わせていただけるのかどうか。あるいは直接使うということが難しいとすれば、少なくとも民間給与実態統計調査で得られた情報というのを、何かプロファイリングとか、事業所母集団データベースの更新の作業に生かすというようなすべも考えた方がいいのではないのかなと思ったということです。

以上です。

○白波瀬部会長 大きいですね。

○西郷委員 実施者への質問とか宿題とかいうのではなくて、統計委員会できょうのこと

を考えた方がいいのではないですかという2点です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

特に区分とかの用語の使い方なのですけれども、本当に、この調査だけではなくて、別の調査も同じ何か分類とか、何か業種とか、職種とかいいながら、中身はすごく違っているというケースがありますので、それは統計全体の整合性というところで、こちらの方で引き取って、委員会で提案というかこの部会でもお話が出たということで御報告させていただきたいと思います。

あと有益なデータについては横の連携をもっととってという。何か実施者、ありますか。こちらの方で、今の大きい話なので、コメント等ありましたら。

○深澤国税庁長官官房企画課長 少し検討させていただきますけれども、法人番号を最初に振るときに、法務省からデータをいただいて、全ての法人に対して番号を振ったのですが、そのデータについては総務省の方に御提供させていただいております。

あと、すみません、補足ですけれども、この統計、個人事業主を含んでおりまして、個人事業主については、法人ではないものですから法人番号が振られません。マイナンバーはあるのですけれども、我々、対象としていますが必ずしもマイナンバーを持っている日本人だけではないという問題もありまして、少しそこら辺は全てを網羅するものではないと思っております。

○白波瀬部会長 その網羅するものではないということをやはり明らかにしていただくのが重要だと思うのですね。ですからそこで、この統計から外れているものは何かということも明確に国民に向かっても言っていただくと解釈のときによいというか、それでそれぞれの調査が異なる範ちゅうというか異なる目的で行われていますので、横で比較しようということも、やはり0、100の議論にはなりにくいというか、今、本当に0、100の議論になりやすいのは、そもそも論が、みんな何か滑っていて、それで何か数字だけ比較されるという非常に危険な状況になっていますので、そういうことをやはり避けるためには、丁寧にウェブ等でもどうか情報提供をお願いいたします。

よろしいですか、今までのところは。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 よろしいですか。

○白波瀬部会長 はい、どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 利活用の関係で1つ基本的なことを質問させていただければと思うのですが、源泉徴収義務者というものの定義です。実態として、かなり企業に近い単位だと思いますが、厳密に法人番号を振られたという経験があるということですので、要は、源泉徴収義務者は企業と同じ単位なのか、法人ですね。つまり複数の源泉徴収義務者に同じ法人番号を振るようなことがあるのか。それとも、1法人1源泉徴収義務者に対応しているのかという意味では、実態としてはどんな感じなのでしょう。

○白波瀬部会長 分かりますか、そのあたり。

○深澤国税庁長官官房企画課長 先ほど申し上げたとおり、この統計は個人事業主を含んでいますので、法人以外の方もいらっしゃいますというのが1点です。

それから1法人であっても、事業所ごとに給与支払い行っている場合、それぞれの事業

所から源泉徴収の申告が行われますので、この調査の対象、また回答単位も事業所単位でございますので、1法人の中でも幾つか回答が発生し得るものでございます。

○白波瀬部会長 それ、重複ありということでしょうか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 その情報、それも含めて、つまりこれが企業単位ではなくて、ある事業所の束であるということも含めて、総務省というのは、事業所母集団DBに対して情報提供しているというお話ですか。そういうのも含めて情報提供されているということよろしいのでしょうか。つまりそこが確認できるのかということをお聞きさせていただいたかったのです。

○白波瀬部会長 分かりますか。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 まず源泉徴収義務者の事業所単位での事業所母集団DBのデータ提供は行っておりませんので、法人単位で法人の開業があったとか、なくなったとか、開廃業があったという情報については、事業所母集団DBの方に情報提供させていただいているという認識でございます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 分かりました。

○白波瀬部会長 ですから法人のところを全部、重複している場合は落ちるということですね。違う？

○肥後総務省統計委員会担当室次長 いや、この情報を提供しているのではなくて、法人番号の情報を提供しているというお話、そうですね。

○深澤国税庁長官官房企画課長 はい。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 新しい話だったので少し驚いて質問させていただいたのですけれども、この源泉徴収義務者のリストを提供されているというお話ではなくて、法人番号の提供をされているという話ですよ。

○深澤国税庁長官官房企画課長 はい。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません。大変失礼いたしました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

どうぞ、澤村統計審査官。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ただ今のところの補足なのですが、事業所データベースの方も順次、整備が進められて、今後、経済センサスの基礎調査と、それから2021年に活動調査が行われます。その結果、大部分が法人番号を保有し、かつ業種もしっかりと格付けされていく企業の名簿、名簿というか情報が提供されます。それと、すぐというわけではなくて、そのころにお互いに利活用できる。例えば国税庁の方でも、その情報を使って、先ほど業種別といっても少し職種に近いようなところもありますというお話だったのですけれども、一般的に言う標準産業分類の業種別の賃金とかいうような感じで出すことも可能になるので、是非そういったことも将来的には御検討になれる余地があるのではないかとことを付け加えさせていただきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ですから今のところは、多分、最後のところで御説明がありましたシステムの改修ということにもつながってくるかと思うのですけれども、いわゆる汎用性の高いデータベースを作っていただくための構築というところですよ。それについては本

当に、是非緊急にお願いしたいなと思います。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員　すごく基本的なところなのですが、給与所得者は、源泉徴収されている人もされていない人も全員に対して給与の台帳に載っている人から抽出しているのですか。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐　年末に、12月31日現在に所属している給与所得者になりますので、源泉徴収が発生しない、要はよく話にあるような女性のパートの方で103万円とかという話はあると思いますけれども、そういった103万円以下の方であっても12月31日現在に所属していれば抽出されるということになっています。なので、事業者の方で、例えば60万円でしたと。その方は60万円なので抜いてくださいといった作業は行っていただいております。

○永瀬委員　そうでしたか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長　税額ゼロの人がいっぱい入っていますから。

○永瀬委員　でもそうすると、思いの外、非正規の人数は少ないですね。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐　もう1点あるのが、まず事業所をこちらが抽出する際に、全員税額がゼロになる事業所というのは除かれることになっています。今ですと、先ほど申し上げたのは、何人か税額が出ている方がいる事業所でゼロになっている方もいて、ゼロになっている方も抜かれることですが、例えば1つのスーパーマーケットの支店で、パートの女性ばかりいらっしゃいますということになって、皆さん103万円切っているという事業所がもしあれば、その事業所は選ばれないと。そもそも選ばれないということになってきますので、若干レイヤーが違ってくる可能性はあるのかなとは思っています。

○永瀬委員　事業所で、全く全員がパートという事業所は、小さなところでなきにしもあらずだとは思いますが、スーパーなどではもちろんそういうことはないと思いますので、正社員は大抵いますので。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐　申し訳ありません。

○白波瀬部会長　今、例示ですね。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐　例示でございます。

○白波瀬部会長　例示で、だからどういう方かという。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐　正社員の方は例えば数名いらっしゃったとしても、その方は例えばマンションを買われていて、住宅ローン控除を受けているとかになると、その方もゼロになってしまうということもありますので、少し限界的な事例かもしれませんが、そういったことも起こり得るということでございます。すみません。

○白波瀬部会長　よろしいでしょうか。

もう1点。どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官　すみません、最後に1点だけ。これも将来の話かもしれないと思いますが、この8層に今、従業員数の層で分けておられる。これは結果利用との関係があつて8層に分けておられるのか、たまたま8層に分けて

おられるのかですね。何かと比べたいから8層に分けているのか、そのあたりというのはどうなっているのか教えていただきたい。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 特に何かこの区分に意味があって、何かほかのものと比べてという観点で、ここを設定したというわけではございません。過去から何回か見直しがあったのですけれども、前回あったのは平成6年でございますが、前回も従業員区分について見直してはいないので、その更に前にどういった哲学があって、これを設定しているのかというのは必ずしも承知はしていないところです。

○白波瀬部会長 ただ、少なくとも説明できるようにしないと。今、正直ベースでお答えがあったのですけれども。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 申し訳ございません。

○白波瀬部会長 やはりどうして8層かというのは、一応説明できるような形で。絶対的な根拠というのは、いろいろな意味で、判断を入れるということだと思うのですね。その判断を基に説明できる形が望ましいかなと思います。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 ありがとうございます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 そうでも標準的な従業員区分ではあると思いますけれどもね。ですからあとは、賃金の水準がどれくらい違うかが層を分けるポイントになっていますので、多分上の方、大企業の方は結構細かく分かれているのは急激に賃金の水準が上がっていくのですね。そういうことを多分、過去考えて、最初やられたのではないかなという気がしますし。

○白波瀬部会長 どこでも見る従業員区分ですけれどもね。ですからなぜ8層と言われたときに正直に言っちゃうという、そこは何か必要なのですけれども、でも大体これですよね。従業員規模といったらね。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 大体こんな感じで。

○白波瀬部会長 これが一緒になっているかどうか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 毎月勤労統計とかに近い分類だと私は思います。

○白波瀬部会長 分かりました。ということで。

○永瀬委員 よろしいでしょうか。

○白波瀬部会長 はい。

○永瀬委員 この統計では非正規の人数割合が3割のようなのですね。今、少し急いだ計算で間違ってしまったのかもしれませんけれども。それはあるいはやや低いかもしれません。6表、7表は正規と非正規で分かれておりますけれども、ほかの表は全部一緒になっておりますので、その辺も分けるのはどうかなと思います。その際にはもう少し実態として非正規が正しくとらえられるような形の抽出を、これからするのは大変かもしれませんが、でも賃金を表章しようと思うと、今、非正規労働者4割弱と言われておりますので、その辺検討することかなということ少し思いました。

○白波瀬部会長 何回かこのテーマが出ていますけれども、基本的に調査設計とも関連して、本調査がどういう人を対象になっているのかということで、あと横並びの話も、正規・非正規って、次に、労働者区分に行きたいのですが、やはりそのあたりで、こちらに出

ている4割と、こちらは3割という、やはりそもそも論の違いというものもあるかもしれませんが、そこは少し注意深く調査として御説明していただくというか、単純に4割と3割なので、それは過少評価ではないのというそういうことにはならないように。

○永瀬委員 そういうことではないのですけれども、賃金基本台帳が実際にはどういうふうに並んでいるのかとか、そういうことをもう少し教えていただければと思います。

○白波瀬部会長 それについてはそういうことで、御説明いただくことと宿題ということで、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、次に進ませてもらいたいと思いますけれども、基本的にここまでは、このような、どちらかという将来に向けてということで、かなり抜本的なことがありましたので、今回これでもうスルーしたからよいのではなくて、しっかり課題としては記載させていただきますし、これだけ議論がありましたので、それについてはきちんと引き続き御検討というか、していただきたいと思います。ただ、今回のこの形につきましてはよろしいでしょうか。よろしいですか。

西郷委員、いいですか。

これ、席上配布の、この資料は要らなかったのですか。いいですね。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 特に。

○白波瀬部会長 これはよろしいですね。分かりました。

では、今までのことにつきましては、実施者の方から課題自体についても御自覚されているということですが、今後の課題も含めて、これまでのところについては了承いただいたということで進めさせていただきたいと思います。いいですか。

では進めます。では、今、正規・非正規という形で労働者区分の話もありましたけれども、審査メモ2ページですね。①労働者区分の妥当性について、事務局から説明をお願いします。

○佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 今回の変更につきまして、今、御審議いただきました給与所得者の抽出率の変更ということだけでございますが、先生方から事前の説明等で、今回の変更事項以外にこういったものを少し検討した方がいいのではないかとこののを、事務局の方でまとめたものでございます。

まず1点目が労働者区分の妥当性ということで、今回の給与所得者用の調査票の職務の選択肢の中で、2として「パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者」というのが設定されております。これにつきましては、「統計調査等における労働者の区分等に関するガイドライン」、こちらで常用雇用者の内訳として、「正社員、正職員としている人」と、「それ以外の人(パート・アルバイトなど)」と定められております。一方でこちらの給与所得者用調査票につきましては、こういった非正規の求職者という選択肢が設定されております。こういった観点から、こちらのガイドラインで、他の統計調査との比較可能性の向上という観点もございますので、ガイドラインに沿った見直しが可能かどうか確認する必要があるのではないかとこの論点でございます。

論点としては、このように選択肢を設定した経緯とか理由はどうか、ガイドラインと整

合した事項で、選択肢について見直しを行う余地はないか、利活用の面から支障は起こらないのかというような論点を提示させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、各論点に対する回答を調査実施者から説明してください。

○深澤国税庁長官官房企画課長 資料の3の3ページ下段から説明させていただきます。

労働者区分妥当性のaの論点でございますけれども、調査票における職務に関する選択肢はどのような経緯・理由で設定されたかということでありますが、これまで職務につきましては、この本調査の結果に与える影響が大きいと思われる職務区分を基本としまして、職務や雇用形態等の違いによる傾向等について把握可能となるように設定をしております。

「法人の代表者、役員等」、「個人の青色事業専従者」、「パートタイマー、アルバイト等、非正規」とそれ以外ということでございますけれども、このうち「パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者」の区分につきましては、雇用形態等の変化による非正規の給与所得者の増加に伴いまして、非正規の給与所得者の給与が調査結果に与える影響が大きくなっているということを踏まえまして、平成24年度の調査から正規・非正規別の集計を実施するため区分を新たに設けるとともに統計表に区分を追加したものでございます。

おめくりいただいて4ページでございますけれども、ガイドラインと整合した事項で選択肢について見直しを行う余地はないかというところ、利活用の面から支障は起こらないかというところでございます。

このガイドラインを踏まえた選択肢の見直しにつきましては、報告者の負担、他統計との比較可能性、調査結果の時系列接続を考慮して、ガイドラインの適用可能性について慎重に検討する必要があると考えております。このガイドラインを適用した場合、現行の非正規として区分されている給与所得者のうち、「事業所において正社員・正職員として処遇されている人」が現行の正規の方に移動していくわけでございますけれども、回答事業所の側からしますと、この嘱託社員や契約社員の実態としての職の確認を行っていく必要が出てくるものでございます。他方で現在の本統計の回答に当たりましては、各事業所で、今、形式的に源泉徴収票等を参照することで作業が完結するという形になっておりまして、個々の給与所得者の処遇の実態の確認までは求められていないという状況でございます。したがって、事業者の側からしますと新たな報告者負担というものが想定されます。ガイドラインの適用可能性については、こうした事業所での回答作成作業の実態、どの程度負担になってくるのか等々、報告者負担を少し見極めながら検討していきたいと考えております。また集計の区分を変更することによって、それぞれの区分による給与の所得者数、給与総額、平均給与等が変動することになりますので、時系列比較としては段差が生じることは想定されます。こうしたところも考慮する必要があると考えております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見のある方はよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

どうぞ。永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 今、高齢者の再雇用なども非常に増えております中、正規、正社員なのか、それともパート・アルバイトなのか、契約社員なのか、嘱託社員なのかなどはかなり時給的には違ふと。一方、派遣社員などは、多分、給与所得の中に出てきませんので、そういう人たちはここには出てこないということになるのだらうと思います。それが非常に追加的な重い負担を課すのかどうか。それともそうではなくて、比較的容易に分かるような区分になっているのかにもよるとは思うのですが、昨今の非正規雇用が非常に大きく拡大し、かつ高齢者雇用もこれから更に増えていくと思われ、また女性の再就職的な雇用もますます期待される中において、このままでいいのかどうかということについては、是非前向きな検討をされたらいいのではないかと思います。ただ、もちろん、先ほどおっしゃったような時系列の不連続の問題が起きるですとか、そういったことについての検討は必要なことだらうと考えますし、またどれぐらい報告者負担が増えるかどうかということも検討は必要なことだらうとは考えます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

○深澤国税庁長官官房企画課長 検討させていただきます。

○白波瀬部会長 これについてなのですけれども、いつも、要するにそれぞれの、また戻りますが、やはり調査としての、何ていうか、これまでやってきたことということで、ガイドラインというのはしばらく前に、やはりそれぞれ別々に検討されていたものをできるだけ標準化することによって全体像を様々なデータを、調査を用いて検討できるような環境整備ということなので、必ずこういうふうに言うとは慎重に検討しますというふうなお答えをいただくのですけれども、何に対する慎重かというのは、もう少しここは英断も必要と私は思っております。もちろんカテゴリーが変わりますと段差は出ますので、段差が出ることを恐れてはいけないというか、それはやはり実態を正確に把握するための新たな作業に伴う段差ですので、それは何ら調査の精度が云々ということでは全くありません。それでやはりこれも記入というかデータベースの作り方だと思ふのですけれども、最初から記入負担という形をお願いをするのか、単純に変数を入れていただいて、こちらの方で掛け算をしてデータベースを作るという形でカテゴリーを作り直していくのかという作業のこともありますので、それはやはりデータベースの作り方と統計データ、全てリンクしていると思うのですが、是非ガイドラインに沿っては、それぞれのこれまでの歴史はあると思いますけれども、それについては是非、可及的速やかに御検討いただきたいというのが感想でございます。

何かありますでしょうか。

嶋崎委員、いいですか。

○嶋崎委員 はい。

○白波瀬部会長 西郷委員、いいですか。よろしいでしょうか。

では、ということで、前向きにというか是非検討していただいて、段差の説明はその後にしっかり正当性を説明していただくということでよろしく願いいたします。

では、次ですね。審査メモ3ページ、②です。給与所得者の氏名の記入の妥当性について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官　こちらについては、源泉徴収義務者が給与台帳等を基に給与所得者を自ら選定します。これを作成するに当たって、調査票に記載するわけですが、ここに氏名又は記号を記載するとされております。氏名を持っている方が直に記載するわけではないのですが、氏名の記載に当たっては、通常、忌避感が強い情報であるということからこちらの論点を立てさせていただきましたが、記入の手引きでは「氏名のほか、社員番号、イニシャルやアルファベット等の記号による記載でも構いません。ただし、記入内容についてお尋ねすることがありますので、給与対象者が特定できるようにしてください」というふうに記載されており、必ずしも氏名を必ず記載しなければならないというわけではございませんが、一応論点として氏名を把握する必要性について確認する必要があるのではないかとということで、このような論点を立てさせていただきました。

以上でございます。

○白波瀬部会長　ありがとうございます。

それでは、この論点につきまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○深澤国税庁長官官房企画課長　資料の3の4ページの下段から説明させていただきます。「氏名又は記号等」と「一連番号」の両方の記入を求めていることの必要性でございますけれども、回答欄でございますが、先ほどの説明でもありましたとおり、一旦、提出票、回答票を提出していただいた後に疑義が生じた場合、民間事業者の方から電話照会を行っていく場合がございます。その際、調査対象者が自分の事業所の給与台帳等を参照して、誰のデータを記入したかということ特定できるようになっていなければいけないということで、何らか氏名あるいは社員番号又は氏名が推測できるような情報を記入していただくということが必要になってまいります。

一連番号も併せて記入しているところでございますけれども、社員番号など本当に1位で特定できるような形で記入していただくことができれば、それはそれで結構なのですが、必ずしも氏名又は同姓同名だったりイニシャルだったりしますと、一連番号を併せて記入していただいた方が格段に問合せの際の利便性が高いものですから、併せて一連番号も記入していただいているというところでございます。

○白波瀬部会長　ありがとうございました。

では、ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見をお願いいたします。

では嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員　この点については、その必要性を伺いたいと思っていたところですが、御回答ありがとうございます。実際の必要性は十分に認識いたしました。実際の回答においてどれほど氏名が記入されているのか、少しそのあたりを教えてくださいませんか。

○白波瀬部会長　いかがですか。

○深澤国税庁長官官房企画課長　すみません、少し今、データとしてはございません。

○白波瀬部会長　そうですか。大体どうなのでしょう。やはり組織に所属している者として、自分の名前のフルネームが入ったものが、特に所得の部分が説明なく出されているということに単純に不安を覚えるということがあるやに思いますので、実際は社員番号や

一連番号とで多くのものがなされているということであれば全く杞憂なのですけれども、一応大変今、特にオンラインなどでなると、いつそのデータが出ていってしまうかということなど無用の危機感を持つ場合がありますので、少し伺った次第です。

○深澤国税庁長官官房企画課長 正確なデータは手元にはないのですけれども、一般的にやはり氏名を記入されるというのは抵抗感があるようで、社員番号などを使われるケースがほとんどと認識しています。

○白波瀬部会長 一応これ、かなり限定的にというか確認のためのみという括弧付きだと思のですけれども、御本人が記入するわけではないということと、確認で逆にないと、その不便がというところで。

○嶋崎委員 その必要性は十分分かりますけれども。

○白波瀬部会長 その問題だと思のですけれども、いかがでしょうか。取扱いとか最近ね、こういうことについてはなかなか。次のオンライン化というものもありますけれども、漏えいしないようにということと、本人にとってはということなのですが、よろしいですか、この点。

では、現状のまま取扱いを注意していただきまして、確認がとれるようにということとよろしく願いいたします。

では、審査メモの4ページ、(1)表章形式の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 未諮問基幹統計の確認における検討課題ということで項目立てさせていただいております。こちらにつきましては、平成27年の3月23日の基本計画部会におきまして、未諮問基幹統計の確認の対象となり、議論された調査でございます。その結果、検討課題として3つほど指摘されております。まず1つ目が表章形式の見直し。2つ目がオンライン報告の拡大。3つ目が統計作成の効率性の向上という3つの検討課題が指摘されております。

まず1つ目の表章形式の見直しでございますが、事業所規模区分につきましては、平成27年調査公表時から「10人未満」を「1人～4人」と「5人～9人」の2区分に細分化するという見直しを行っております。それと給与階級分につきましては、標本数の不足などの理由から、階層によっては実績が計上されないものがあるため、現時点では対応はしておりません。これらの対応についてはおおむね適当と考えられますが、更なる検討の余地について確認する必要があるということで、これまでの給与階級区分や事業所規模区分を設定した経緯とか理由、また、もう少し細分化する余地はないか、現状の区分で利活用の面から見て妥当かというような論点を立てさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の論点につきまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○深澤国税庁長官官房企画課長 資料3の5ページを御覧いただきたいと思います。表章形式の見直しの論点のaでございますが、現在の給与階級区分や事業所規模区分はどのような経緯、理由で設定されたかというところでございます。

回答でございますけれども、給与階級区分につきましては、1,000 万以下の階級では 100 万円単位を区分として表章し、1,000 万円超の階級については 500 万円単位を区分として表章しております。これは 1,000 万円超の階級におきまして 100 万円単位を区分に表章した場合、標本数の不足から十分な件数が集計されない階級が多数発生し、これらが集計されていない階級を集計するためには精度の精査等が必要となるということで、現状においては十分な件数の集計が可能となる 500 万円単位を区分として設定をしております。

b の事業所規模区分を細分化したが、利活用の面から見て妥当か。現状の区分は利活用の面から見て妥当なものかというところの論点でございます。

この結果表章区分の細分化につきましては、細分化された区分内の精度や細分化に係る事務負担、システム改修のコストを踏まえながら、統計の利便性の向上に努めていきたいとは考えております。今後、結果表章区分の細分化につきまして、具体的な要望が寄せられた場合には、これらの観点を踏まえて検討して行きたいと考えております。

平成 26 年度の未諮問基幹統計の確認結果におきまして今後の取組の方向性におきまして、表章形式の見直しによる提供情報の充実が示されて、5 人以上の事業所を調査対象としていることと平仄を合わせるほか、より小規模な企業の賃金実態を把握しやすくしたいという具体的な要望がございまして、それを受けまして平成 27 年分の調査結果公表時から、事業所規模区分の表章の見直しを実施いたしました。事業所規模「10 人未満」について、その内訳として「1 人～4 人」、「5 人～9 人」に細分化して表章を行っております。

今後とも利用者等から見直しの具体的な要望が寄せられた場合には、上記の観点を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

では、今の御回答に対しまして、御意見、御質問ありましたらよろしく願いたいと思います。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 今の表章区分ではない表章のことは、もう少し後の方がよろしいですか。

○白波瀬部会長 今の表章区分ではない。表章と関係していることですか。

○永瀬委員 はい。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○永瀬委員 先ほど正規・非正規の集計表が少ないことは申し上げたのですが、それについてはもう少し御検討いただくとして、前向きに御検討いただけるというのですが、加えて性別区分がない表が結構ございまして、例えば控除のある納税者とかですね、こういうので見ますと男女別に出てないものがあるとすれば、男女の抽出がそれほど偏るということはまずないと思いますので、基本的には男女別の表章をしていただければと思います。

○白波瀬部会長 今の点、いかがでしょうか。

○深澤国税庁長官官房企画課長 控除についても男女別で表を出している部分はございますけれども、ない部分については検討させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 できれば基本的な情報ですからね、もう積極的に男女別については基本

情報だと思しますので、どうかよろしくお願いたします。

どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点確認なのですが、そういう表章の充実をする際は、今のプログラムの見直しなど、ある程度の経費と時間を要しないと充実できないのか、逆に表章の部分であれば、抽出と違ってわりと簡便にできるのか、それはどちらなのか。

○深澤国税庁長官官房企画課長 集計のためのプログラムについては、外部に委託してプログラムの作成をお願いしていますので、予算はかかってくることにはなります。どの程度かかるかも含めて、少し検討させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 でもプログラムですよ。ジェンダーを入れればという。2つでは最近ないので、基本的に2つということになりますので、そのあたりはいろいろ男女差というのは出ていますからね。そこは対応していただけるような形で入れ込んでいただくのはよろしいかと思っておりますけれども、御検討ください。

よろしいですか。

どうぞ、西郷委員。

○西郷委員 先ほどの澤村統計審査官の質問、あるいは事務局のもともとの検討課題の意図とも関連すると思うのですが、結局この統計がどういうふうにご利用されるのかというのがまず先にあって、それに対応する形で表章というのが決まりますという話のような気がするのです。ですので、先ほどの目標精度の話もありましたけれども、そもそもこの統計がどういう目的で使われるのかというのをもう1回やはりきちんと見ていただいて、それに合わせた表章をするという方法で考えていただくのがいいのではないかなと思います。

○白波瀬部会長 今のところなのですが、それは非常に大切な点だと思うのですが、何のために使われるのかというはやはり分からないわけで、というかやはりできるだけ汎用性が高いのがいいと思うのです。全ての要求を満たすわけにはいかないのですが、でも後々全ての細かな要求を満たすような統計財産でないとはやはりいけない部分があって、この表しか出せないというのは、またとても困ると思うのです。ですから最低の表章については、今、西郷委員はとても、ある意味では統計学者的なおっしゃり方をしたと思うのですが、何のためにといったときに、やはりその時代その時代の要請というのがありますので、その要請にできるだけ的確に応えられるような表章形態をしていただかないと。昔からのがずっと積み重なって、1,000表の何か表章をしていただくというわけには少しいかない。あまりそれは利益にならないかなと思うのですが、すみません、今の追加。西郷委員の意味をずれていたら、ごめんなさい。

○西郷委員 いえ、そんなことはないです。

○白波瀬部会長 いいですか。

よろしいですか。何かありますか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません、少し事務局から要望するのも変な話なのですが、この統計、何に使いますかという意味で、ほかの賃金統計と比べて特徴的なこ

とは、控除とか納税額が分かるということがやはり最大の特徴だと思うのですね。ですから多分、国税庁の使用目的は、所得階層別にどれぐらい税金を負担するかとか、どのぐらい控除が発生しているかを知るための情報なのだと思います。事務局が言うのも何か変なのですけども、給与階級区分で1,000万円までは100万円単位で区分が非常に細かいのですが、1,000万円以上は500万単位になって結構粗くなっています。最近、課税環境で大きく変わったこととしては、配偶者控除の適用の、たしか1,200万円ぐらいだと思うのですが、そこまでは配偶者控除は適用されるのです。そこからゼロになってしまうという変化があるのですが、実は現在のこの民間給与実態統計調査で1,200万とか1,100万とか区分がないので、ここまで配偶者控除があって税金はこうで、1,200万超えると急に課税が増えるみたいなことを実は見るができないのですね。それは多分、国税庁にもニーズがある話だと思うので、少し実際のサンプル数との兼ね合いがあって区分が難しいのかもしれない。例えば1,000万から1,500万を1,000万から1,200万と、1,200万と1,500万に分けるとするのは、多分、課税状況を知るという観点から、あるいは国税庁御自身の利用ニーズ等も考えてみれば、御検討されるのも一案なのではないかと考えます。

○白波瀬部会長 私もその点、賛成です。やはり少し昔は1,000万以上になると、要するに対応が少なくてということなのですけども、やはり1,000万円から1,500万円の間に結構落ちる方がいらっしやると思うのですね。それで制度的なこともリンクしますので、そのあたりはやはり表章区分についてはということですが。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ただ、非常に配偶者控除の適用状況とか重要な話だと思うのですね。それを見たいというニーズは、それは私も個人的にはあるのですけれども、多分そういう利用者は結構いらっしやるのではないかなと思います。

○白波瀬部会長 それは、ピンポイントな御検討だと思うのですね。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ええ、もちろん。

○白波瀬部会長 ですからそれが200万円、400万円とかそういう形でやるのか、もう制度的なところでピンポイントにすると、次のときに改正になって幾らになってしまうからとか、いろいろあるわけなので、本当にバランスだと思うのですけれども、少しそのあたりをもう少し細かく見ていただくことは必要になってくるのではないかなと私も思います。すみません。問題意識が少し。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしく申し上げます。

よろしいですか。

では、現状におきましては、これで、今の御説明を確認したという形にしたいと思います。

では、次に審査メモ4ページ、(2)オンライン報告の拡大について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 4ページの(2)でございます。オンライン報告の拡大ということで、こちらの表3を御覧いただきたいと思えます。本調査におけるオンライン調査の利用率の推移を見ますと、かなり高い傾向が出てい

るとは思います。特に平成 29 年度は 29.2%、約 30%がオンライン回答をされているということでございます。ただ、国税庁では更なるオンライン利用率の向上を目指して、オンライン利用の勧奨に取り組んでおります。また平成 29 年調査においては、前回調査においてオンライン調査システムを利用して回答した事業所に対して、オンライン利用に誘導するため、紙の調査票の配布を希望者に限っている等の取組を行っております。これらについては、基本計画を踏まえた取組であり、適当と考えますが、オンライン利用による更なる回収率の向上方策について検討する必要があるのではないかとということで論点を立てさせていただいております。オンライン回答を今後も増やすための取組をどのように行っていく予定なのかといった論点を立てさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の論点につきまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○深澤国税庁長官官房企画課長 資料 3 の 6 ページを御覧ください。オンライン報告の拡大の論点 a でございますけれども、あらかじめ調査票の配布を取りやめた報告者についての回収率への影響でございますが、平成 29 年分の調査結果にしますと、あらかじめ調査票の配布を取りやめた報告者の回収率は約 90%強ということで全体の回収率を大幅に上回っております。したがって、回収率への影響はないと我々としては考えております。

b の今後、オンライン回答を増やすための取組はどのように行っていく予定かというところでございますが、政府統計オンライン調査総合窓口の利用を勧奨するリーフレットの更なる充実を図りまして、オンライン調査が、いかに利便性が高いかということを訴求していくこと。疑義照会等の接触時におきましても、調査票の回答に当たってオンライン調査システムを利用させていただくと便利ですよという形で勧奨を行っていくこととしております。

また、平成 31 年分調査におきまして、民間事業所が保有している源泉徴収票のデータをオンライン回答の調査票に転記するツールを提供しまして、オンライン調査システムとの連携を可能とすることにより利用促進を図りたいと考えております。

なお、オンライン調査システムの運用管理機関である独立行政法人統計センターに対しましても、オンライン調査システムの更なる利便性向上について引き続き求めていきたいと考えております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

何か席上配布にこの図も貴重な。何か説明ありますか。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 特に。お求めいただいたので。よろしいですか。

○白波瀬部会長 いや、感じ、よかったと思うのですけれども。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 では、すみません、補足させていただきます。先ほど説明ありましたとおり、平成 29 年分につきましては、全階層の合計のオンライン調査回答率が 29.2%になってございます。平成 28 年分から 12 ポイントの上昇になっておりますが、これはオンライン調査システムが、かなり利便性が高いものにしていただいた経緯もございまして、これぐらい伸びているということになっております。また、やはり階

層が高いところほどオンライン調査利用率が高い結果となっております、第7層につきましては、やはり回答人数が非常に多い事業所が多いという傾向がございますので、このように回答者数ですね、回答する給与所得者の数が多くなる傾向がある事業所の層ほどオンラインの利用率が高いという傾向になってございます。

失礼いたしました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見をお願いいたします。いかがですか。よろしいですか。

でも、まだ全体としては過半数じゃないですからね。どうか引き続きということと。このデータ、せっかく出してもらって、これ、8層の伸び方が結構グリーンと1年間で上がっていますよね。この変化は何かというか、何か解釈はありますか。

○佐々木国税庁長官官房企画課課長補佐 すみません、先ほど少し申し上げましたけれども、オンライン調査システム、運用していただいているのは独立行政法人統計センターなのですが、こちらは、従来はPDFファイルで埋め込みになっているものだったのですが、こちらは、それがCSVファイルや、XML形式でも提出ができるということになって、かなり利便性が上がったということが原因なのではないかと考えております。

○白波瀬部会長 いや、だからそれは8層のところだけ効果がグリーンと出たというか、8層というところが、近年一番の伸びが。もちろん、この1年間は、PDFについては確かに使い勝手が悪いというのは漏れ聞いておりますけれども、そういう意味で改善されたことは大きいと思うのですが。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 特に大企業向けに周知をしたとか、そういう取組のお尋ねだと思います。

○深澤国税庁長官官房企画課長 そういうわけではなくて、従業員数が多い、あとは本社機能があるところは、やはりオンラインの意識が高いということだと思っています。

○白波瀬部会長 だから逆に言えばPDFという少しこっち側の方が後手に回った形のやり方だったから、新しいツールというかデバイス、適宜やればきちんと応えてくれる。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、引き続き、どうかオンラインの使用の伸びに向けてよろしくをお願いいたします。

では、審査メモ5ページ、(3)統計作成の効率性の向上について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 こちらにつきましては、KSKシステムに蓄積されている企業情報を調査票の記入項目に、あらかじめ事前印字した上で源泉徴収者に調査票を配布するなどの効率性向上のための対応を行っております。また、源泉徴収義務者が保有している給与所得者に関する電子化情報（給与台帳等）でございますが、こういったものについては、源泉徴収義務者が作成する給与所得者用調査票に容易に活用できるよう、現在、当該情報を調査票に自動転記するツールの開発を国税庁の方で進めているところでございます。

こういった取組を踏まえた上で、これらは基本計画を踏まえた取組ということで、報告

者負担の軽減を図るものであり、適当であると考えますが、こういったK S Kシステムの本調査への更なる活用の余地、行政記録情報を使った報告者負担の軽減を更に図る余地について確認する必要があるのではないかとということで論点を立てさせております。K S Kシステムという使い勝手が良いか悪いか少し難しいところではございますが、そういった管理されている源泉徴収票などの源泉徴収関係調書、こちらをこの調査で活用して、報告者負担の更なる軽減を図る余地はないかとということで論点を立てさせていただいております。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の論点につきまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○深澤国税庁長官官房企画課長 資料3の6ページの下段から説明させていただきます。統計作成の効率性の向上、論点のaでございますけれども、ツールとはどのようなものかというところでありまして、給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書につきまして、そもそもe-Taxという形で電子申告を今、勧奨しているのですけれども、その際に作成されるデータ(CSV形式)を取り込んで、源泉徴収票と共通する調査項目について、オンライン回答の調査票へ自動的に転記するというツールでございます。このツールを使用することによりまして、調査票の記入時間の削減を図ることができると考えておりまして、平成31年分調査(2020年の1月)から利用可能ということで今、開発中でございます。

論点のbですけれども、源泉徴収票などの情報につきまして、本調査に活用して、報告者の更なる記入負担の軽減を図る余地はないかとということでございます。

こちらでございますが、7ページでございます。この調査の結果、行政としましては年末の税制改正作業に利用するというのがそもそもの目的、前提でございまして、したがって、9月末までに結果を公表するということが調査規則で定められています。これに間に合うようにしますと、1月に調査票を配布して、2月末の提出期限で出していただくと。提出を守っていただけないところが多々あるので、勧奨をして出していただいて、必要な標本数が確保できたところで集計を開始するという形になっています。

他方、源泉徴収票でございますけれども、事業者において調査の実施する年の前年の12月に年末調整を行いまして、1月末日を提出期限として税務署に提出されます。これなのですけれども、電子で出してきていただければいいのですが、紙媒体でやはり出しているものもかなり多くありまして、これを外部に委託しまして、パンチ入力して電子データへの取り込みを行っているのですけれども、これにはそれ相応の時間が必要となってくるということで、1月に調査票を配布して2月末に回収するというこのスケジュールに間に合わせるというところには、少し電子データの取り込みが間に合わないというところがございます。

また、加えまして源泉徴収票については、現在全て提出していただくものではございませんで、金額が500万円以下の方については、源泉徴収票は税務署への提出を要しないというところがございます。このあたりは事業者の負担、納税者の負担を考えてこういった取り扱いをしております。

したがいまして、源泉徴収票関係の情報、本調査の実施において活用するということがなかなか難しいということで、他方で、アンケートをオンラインで回答していただいたものについては情報が蓄積されておりますので、前年の回答結果を活用する形で業種ですとか組織、資本金といった情報をあらかじめ調査票へ事前印字することによりまして、報告者の更なる記入負担の軽減を図っているところでございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

では、ただ今の御説明に対しまして、御意見あるいは御質問ありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

西郷委員、どうですか。いいですか。

○西郷委員 はい。いや、K S Kの中身がよく分かっていないので。

○白波瀬部会長 そうそうそう、少し何か……。

○西郷委員 コメントのしようがないという感じなのですけれども。

○白波瀬部会長 すごい基本的なことですけれども、オンラインで入力された情報があるから、そこから何とかというような御指摘もあったのですが、まだオンライン入力されているのが4割弱ですよ。だから要するに6割については、その対応ができないということになってくるということですね。軽減というか。

○深澤国税庁長官官房企画課長 抽出調査ですので、運よくこの4割に新たに抽出し直して当たるかどうかという問題もありますので、少しそのあたりは必ずしも4割、6割ではないかもしれません。

○白波瀬部会長 これ、何かでも行政記録データで何とかできないかなというか。

どうでしょう。このあたりでというか。少し方向性としては、今は、これ以上はできないような状況というのは、理解はしているのですけれども。パンチ入力は、時間がかかりますね。正確にやらなきゃいけないし、そこのやりとりがね。ここがなくなると、少し楽になりますよね。やはりオンラインですか。

○深澤国税庁長官官房企画課長 おっしゃるとおりで、e-Taxによる電子申告、もちろん我々としても懸命に勧奨しているところでございますが、これが上がってくれば、また別の展開が考えられるところでございますけれども、現状ではなかなか難しいところでございます。

○白波瀬部会長 ですから逆に言えば、やはりそのところを勧奨というふうにおっしゃいましたが、ここを少しでも上げていただく努力をしていただくことが軽減につながるということですね。

よろしいでしょうか。

今日は難しいですけれども、何か本当にK S Kシステム、少しまた勉強させていただきたいと思いますが。

では、現状ではこれで確認させていただいたというふうにします。

では、次に審査メモ6ページ、3、回収率の向上方策について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 最後になりますが、回収

率の向上方策ということで論点を立てさせていただいております。本調査における過去3年間の回収率の推移を見ますと、表4のとおり、おおよそ75%前後で推移しております。

本調査は、民間委託により行われておりますが、国税庁と民間事業者との間で結ばれた契約では、目標回収率が設定されております。

審査に当たっては、本調査の回収率向上方策について確認する必要があるのではないかとということで論点を立てさせていただいております。

以上でございます。

○白波瀬部会長 では、今の論点につきまして、実施者の方からよろしく願いいたします。

○深澤国税庁長官官房企画課長 資料3の7ページの下段からでございます。回収率の向上方策につきまして、民間事業者との間での契約内容、それから民間事業者にどのような方策を取り組ませるべきかというところでございますけれども、民間委託事業者との契約におきましては、過去3年分の層別有効回答率の平均値を上回ることを要件として求めています。

また、応札審査時におきまして、コールセンターの円滑な運営等によって、効率的に督促、疑義照会を行える体制が整っているか等を委託事業者選定の評価軸の1つにしております。

加えまして、調査票の早期提出を促す観点から、民間委託事業者に対しては、督促業務の一環としまして、調査票の提出期限前に調査対象事業所に対し提出期限を周知するとともに、提出期限後におきましては、未提出事業所に対し督促葉書の送付、電話督促などを実施することによりまして回収率を上げるよう求めているところでございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の回答につきまして、御質問をお願いいたします。

嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 御説明ありがとうございました。今の資料3の1ページのところに、過去3年分の層別の有効回答率を出していただいておりますけれども、特に第1層等で大変回収率が低いわけですが、その理由はどう把握なさっているのでしょうか。

○白波瀬部会長 この層別の回収率のお話ですけれども。

○深澤国税庁長官官房企画課長 従業員数がやはり少ないということになりますと、こういった統計に係る作業負担といったところについても大手の大規模事業所よりは一人一人にのしかかってくる負担というものが多いたということが見込まれますので、そういったところが協力的か非協力的かというところに反応してくるのではないかと考えております。

○白波瀬部会長 多分、これは現場の話なのですから。

○嶋崎委員 そうですね。

○白波瀬部会長 本当に高齢化が進んでいてという背景もありまして。

○嶋崎委員 そういふところもあるのですね。

○白波瀬部会長 これはやはり大体、事業所統計としては、皆さん、よく似たパターンではありますよね。ですからオンラインも一番低いですよ。

○嶋崎委員 そうですね。何とかここが7割を……。

○白波瀬部会長 というか万人に優しいシステムを作って。これはもう、ここだけではなくて、広く統計委員会のあれかもしれない。

○嶋崎委員 特にここには相当数の個人事業主の方が含まれますので、自分たちはそこに当てはまらないという認識を持つと思います。「民間給与」と言われる際の違和感というか、理解不足もあるように思いますので、今、部会長がおっしゃったように、こういうところにも優しい説明を加えるなどしていただくとよいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

何かありますか。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 議題は回収率向上なのですけれども、無回答に対してどういうふうに対応するのかというのにも同時に考えていただいた方が。質問したいのですが、2割ぐらい無回答があるという話ですよね。まずは、例えばK S Kシステム等を使って、回答してきたところと回答していなかったところとで、何か属性や何かはどういう違いがあるのか。それによって回答にどれぐらい偏りがあるのかないのかというのを検証していただくということがありますね。

あとは、それを集計の段階で無回答をどういうふうに対応しているのか。ただ単に無視するというやり方もあるでしょうし、何か補正をかけるというやり方もあるでしょうし、昨今、無回答をどう処理するかということまで結構厳しく問われるようなところもあるので、そこが今現状でどうなっているのかということと、将来的にどうするのかということについて伺いたいということが1つですね。

あと無回答と直接は関係ないのですけれども、忘れないうちにとということで、せっかく作っていただいた席上配布資料の最初のページを見ていて、少しうっかりしていた面が。これ、多分私がお願いして作っていただいた表なので、せっかく作っていただいたのに何も言及しないと申し訳ないかなと思って、さっきからしげしげと眺めていたのですが、標準誤差や何かを計算するときに、標本誤差の計算をしていると思うのですけれども、これ、平均値を求めるときに、事業所の給与所得の全体を給与所得者数で割るような形で計算していますよね、当然ですけれども。そのときに、これ、給与所得の方もサンプリングに伴って確率的に変動する変数で、それはいいのですけれども、分母の方も、給与所得者数の方も確率的に変動するものだから、これ、確率変数割る確率変数という式になっているので、精度検査や何かするときにも、それに対応した式を使っていないと、全然ここを出している数字が違うということがあり得るのですね。今回、式のところまで少しチェックしていなかったもので、それが本当に正しい、そんなに難しいものではないけれども、教科書の最初の方に出ている式ではなくて、少し後の方に出ている式を使わなければいけないという違いがあるので、その辺も後でチェックした方がいいのかなというのをこの席上配布資料を拝見していて思いました。だから今、多分直ぐに、こういう式ですというのは示せないと思いますので、後で少し確認をするような作業を入れていただいた方がいいかなと思いました。

以上です。

○白波瀬部会長 そうですね。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それは西郷委員が確認していただけですか。

○西郷委員 はい、私でも構いませんし。

○白波瀬部会長 ですからそれとの関連で、やはり母集団というか産業構造が変わっているという変化と、それぞれの層の回収率をどう設定するかというのも検討された方が、何でもここがこの層の回収率なのかという議論もあったと思うので、母集団のところ自体の変わりというか、確率という話もあったのですけれども、それについてもまた御検討いただきたいなというのは個人的には少しあります。

では、あとはいいですか。

あと今、もう1つなのですけれども、目標回収率の話なのですが、性悪説に立つと、目標に達したらそれ以上は努力しないという。要するに目標設定することは本当に業者さんとの関係なのです。みんな悪い人だとは思わないのですけれども、やはり現場だったら、もうここで終わりといったときに、もう昨今、大変な時期に、まあこれぐらいでやめましようかというのは世の常というか、だと思のです。この目標設定しているという契約書と、更にプラスアルファで回収率を上げるという次のステップのところは、どういうふうになります。つまり、これはきれいなのです。きれいにこう、過去3年間って75.5%、74.8%、75.2%という。やはり一歩進めという後押しをどういうふうにするのかなという、そのあたりは何かお考えですか。これ、調査法のところなので、契約書としてはそういう形で、決して精度を下げないということだとは思のですけれども。

というのが、そもそも西郷委員のミッシングというか無回答率のところ、本当はそれだけきちんと、無回答のところバイアスというか特定の属性というか傾向があれば、やはり結果としての、要するにバイアスというか偏重というのはしっかり説明しないといけないよというようなお話だと思いますが、そのあたりはどうですか。

○深澤国税庁長官官房企画課長 過去3年分の層別の有効回答率が平均値を上回ることが要件なので、少しずつ上回っていけば少しずつカーブは上がっていくのかなとは思っておりますけれども、ただ、民間事業者に聞いてみましても、それほど楽な目標ではなく。

○白波瀬部会長 いや、高いと思います。はい、高いと思います。

○深澤国税庁長官官房企画課長 頑張っていたという結果ではないかと我々としては認識しております。更に無回答の方の属性というところがございますが、我々としてきちりとした分析ができているわけではございません。宿題とさせていただきたいと思いますが、やはり税に対して非協力な方は、業種に限らずかなり満遍なくいらっしゃる部分がございます、そういったところも少し分析できるようにあればきちんと、もし偏りがあれば検討していきたいと思っております。回収率につきましては、最終的な処理で単純に回収率の逆数を掛けて復元するような形をとっております。

以上です。

○白波瀬部会長 そこは有効回答率というか回収率で逆数。その中の無回答については1

票としてカウントしているということですよ、そこはね。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 集計を除外して。

○白波瀬部会長 除外ということですね、きっと。

どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 無回答が復元推計結果にどんなバイアスをもたらすかというのは簡単に分析できないのですが、国税庁の場合は、1つ方法があって、この民間給与実態統計調査から得られる税額と、あと実際の税額を比べればいいですね。つまり税金はきちんと取っているわけなので、それで偏りが生じているかどうかは、まさに全数データをお持ちですから、その結果と併せて、例えば調査結果の所得税額と実際に上がっている所得税額がどうかとかいうことを見比べるというのが、1つその未回答のバイアスがあるかどうかを確認する有効な方法だと思います。そういうチェックを多分されたらいいのではないかな。全数データをお持ちですので、そういうような工夫をされたらいいのではないかなと思います。

○白波瀬部会長 そうですよ。よく考えたら。それはすぐできます。貴重な御意見、ありがとうございます。

永瀬委員。

○永瀬委員 少し前に戻るのですけれども、よろしいですか。非正規と正規の表章の話なのですけれども、事業所用のデータの給与所得者数の中で、正規と非正規を分けていないので、基本的にここに正規と非正規の人数をとっておけば、どのぐらいずれているかが分かってくると思うのですが、ここでとっていないで、全部ただ人数になっているので、そうするとどういう、偏りをもって回収できたかというのが分かりにくいので、基本的には正規・非正規でもっと集計をしていくという方向に行く方がいいと思うのですけれども、そのためには、各事業所調査票の中でどのぐらいの人数比かというのをとっていくというのが大事なかもしれないなというふうに思います。少し御検討いただくということで。

○白波瀬部会長 今、正規・非正規問題、かなり注目されておりますので、そのあたり丁寧な上げられるように。

○永瀬委員 あと男女別集計は割とありました。失礼しました。でも、ないものはよろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか。

では、更に回収率向上に向けて。あとはできるだけオンラインの方に移行していただけるように何とか工夫をして、それこそコールセンターの御活用あるいはフレンドリーな本場に指示の仕方ということで今後もやっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

もう予定の時間になりましたけれども、これで今回の諮問事項について一通り審議を終えましたので、審議のまとめに入りたいと思いますが、当然、今日が初回ですので、まだ文章はできていません。それで、答申（案）の取りまとめの方法について御相談させてい

ただきたいと思います。事項ごとの整理につきましては、既にそれぞれの分で行っておりますから、審議の過程で申請された計画を修正することとされた部分、今後の課題の候補になり得る事項について、私の認識を申し上げて、そして皆様から御意見をいただいた上で、部会として了承するという形で答申（案）の方向とさせていただければと思います。この場で1つずつ認識を申し上げるというようなそういうことではなくて、基本的に書面決議という形で進めさせていただき、基本的に十分中身については、御検討、御議論していただきましたので、こちらで、事務局に助けていただいて、文案を作成させていただきますので、皆様にそれを確認いただいて、部会として議決したという形で進めさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、また2月開催の統計委員会におきましては、本日の部会結果について報告をいたします。それまでに、本部会所属の委員、それ以外の先生からも意見をいただくことも考えられます。その場合でも、メール等によりまして、情報共有をさせていただきまして、先生方のコメント、御意見をいただきたいと思います。

それで簡単というか、基本的に答申（案）の方向性なのですけれども、今回の変更事項につきましては、おおむね適当とされたと認識しております。それで基本的に修正はなかったですけれども、どちらかというとならぬ近未来に向けての課題が具体的に出たかなという感じですね。標本設計について、そもそも論の極めて重要な御指摘が西郷委員からも出ましたので、標本設計そもそもの見方について速やかに検討する。つまり今まであったことを所与にして、次に定期的にというよりも、そもそもの調査設計の仕方について御検討を早く始めていただくと。

労働者区分につきましては、できるだけガイドラインと整合した形で、そのガイドラインの区分を採用するための新たな情報ということもあって、慎重にという御意見だったと思うのですけれども、それにつきましてもできるだけ速やかに御対応いただきまして、ガイドラインに沿った形で労働者区分を採用していただきたいということですね。

そして報告者の負担軽減、特に規模が小さくなりますとなかなか回収率等、あるいはオンラインの回答率が減っていきますので、それに対しまして推進していただく方策を積極的に考えていただいて展開していただくと。それで直接お話を聞くことは難しいと思うのですけれども、やはり現場からの声につきましては、丁寧に実施者の方から情報をリクエストされるようにして情報共有していただければと思います。

では、大体こういうような形で、あとは集計ですね。集計の充実ですね。もちろん非正規・正規という形、それから男女別ということもございました。あと所得額のラインについての議論も幾つかあったかと思います。これまでの時系列的な変化でということと同じようなものを更新するという意味もあるのですけれども、新たな要請については積極的に採用していただくということをお願いしたいと思います。

では、今までのような確認でよろしいですか。何か落ちていませんか。よろしいですか。またやりとりの中でさせていただきたいと思いますが、ただ今のような方向で

案をまとめさせていただくということを御一任いただければと思います。

(「異議なし」の声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

答申(案)につきましては、速やかに案をお示ししたいと思いますけれども、まず2月の統計委員会において部会報告をした際に、一応、御意見を伺った後で執筆を進めるということにしたいと思います。委員会後、2月下旬をめどに皆さんに案をお送りいたしまして、最終的な書面決議は3月に入ってからということにしますので、どうかよろしく願います。ありがとうございます。

では、以上につきましては、繰り返しですけれども、統計委員会で報告します。

以上をもちまして、民間給与実態統計調査の変更について、実際に皆様が集まっていた部会審議については、本日で終了という、対面的には終了ということで、積極的に審議に参加していただきまして、大変有益な御指摘、御助言もあったと思います。御礼申し上げます。ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡をお願いします。

○佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 先ほど部会長から御説明がありましたとおり、実際にお集まりいただく部会審議としては本日で終了です。あとはメールでのやりとりにより答申(案)をまとめてまいります。

答申(案)につきましては、部会長と御相談の上、統計委員会終了後の2月下旬を目途にお示しいたしますので、御確認のほど何とぞよろしくお願いいたします。御確認いただき、必要な修正をした答申(案)についての最終的な書面決議については、3月に入ってからを考えておりますのでお含みおきください。

また、部会の結果概要については事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

最後に、席上配布資料については、会議終了後に回収いたしますので、お帰りの際はそのままお席に置いていただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、答申(案)の最終的な確認について、今しばらくお付き合いいただきますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。大変ありがとうございました。